

附則（ＯＣＴ営発第 200326 号）

（実施時期）

- 1 この約款は、令和 2 年 3 月 26 日から実施します。  
（５ＧデータＭＡＸ定額に係る料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この約款実施の日から令和 2 年 7 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 3（データ通信料）  
1（適用）（3）に定める小容量利用割引については、その料金月の翌料金月以降の a u  
（５Ｇ）通信サービスの料金から減算することにより行います。  
（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、５Ｇ契約の申込みをし、その承諾を受けた場合（その５Ｇ契約が、a u 契約からの契約移行により締結されたもの又は当社が別に定める態様により当社の W I N 約款に定めるプリペイド電話契約を解除すると同時に申し込まれたものである場合に限り）、この約款の規定に関わらず、その５Ｇ契約に係る契約移行手数料又は契約事務手数料の支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、５Ｇ契約の申込みをし、その承諾を受けた場合（その５Ｇ契約が、ＬＴＥ契約（第 1 種 ＬＴＥデュアルに係るものに限ります。）からの契約移行により締結されたものに限ります。）、この約款の規定に関わらず、その変更に係る契約移行手数料の支払いを要しません。  
ただし、この取扱いは、その申込みがあった日における最終購入端末（その申込日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が、当社所定のサービス取扱所において購入した V o L T E に対応していないデュアル端末である場合に限り、適用します。

附則（ＯＣＴ営発第 200401 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200407 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 7 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200521 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 5 月 21 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ 営発第 200602 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 6 月 2 日から実施します。  
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(18)の 2 に定める国内通話定額 2 の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用（同欄のイに係るものに限りします。）については、その料金月の翌料金月以降の a u（5 G）通信サービスの料金から減算することにより行います。  
（通話料の定額適用に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際、現に国内通話定額 1 の適用を受けている契約者回線（その適用の申出を当社が承諾しているものを含みます。）については、この改正規定実施の日以降、基本使用料の料金種別の変更又は 5 G データ定額の取扱いの適用の開始若しくはその種類の変更を請求する場合、同時に、国内通話定額 1 の廃止又は国内通話定額 2 への種類の変更を請求していただきます。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ 営発第 200625 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 6 月 25 日から実施します。  
（データ定額料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から令和 2 年 11 月 30 日までの間、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(5)に定める 5 G データ定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（同欄の力に定める対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間についての取扱いであって、A p p l e M u s i c キャリアメンバーシップ及び Y o u T u b e P r e m i u m アラカルトに係るものに限りします。）については、対象の料金月の a u（5 G）通信サービスの料金から同欄に定める割引額を減算し、その翌料金月の a u（5 G）通信サービスの料金に減算した額と同額を加算することにより行います。  
ただし、対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間の最終月の取扱いについては、その翌料金月での加算は行いません。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ 営発第 200701 号）

この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

附則（ＯＣＴ 営発第 200721 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 7 月 21 日から実施します。  
（5 G シングルの総量速度規制データ量の取扱いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、5 G シングルの提供を受けている契約者回線については、

この改正規定中、総量速度規制データ量に関する改正規定に限り、令和２年７月２１日の当社所定の時刻から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- ３ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200728 号）

この改正規定は、令和２年７月２８日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 200801 号）

（実施時期）

- １ この改定規定は、令和２年８月１日から実施します。
- （料金等の支払いに関する経過措置）
- ２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （その他）
- ３ 令和２年３月２６日から実施の附則第２項中「この約款実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この約款実施の日から令和２年７月３１日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 201001 号）

（実施時期）

- １ この改正規定は、令和２年１０月１日から実施します。
- ただし、この改正規定中、データMAX ５G テレビパックに関する改正規定については、令和２年１０月２日から実施します。
- （データ定額料の支払いに関する経過措置）
- ２ この改正規定実施の日から令和２年１１月３０日までの間、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）に定める５Gデータ定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（データMAX ５G テレビパックに係るものに限ります。）について、データMAX ５G テレビパックの適用を開始した日を含む料金月は、同（５）のエの規定を適用しません。
- （料金等の支払いに関する経過措置）
- ３ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 201023 号）

（実施時期）

- １ この改正規定は、令和２年１０月２３日から実施します。
- （料金等の支払いに関する経過措置）
- ２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 201101 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和2年12月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 201104 号）

この改正規定は、令和2年11月4日から実施します。

附則（OCT 営発第 201201 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和2年12月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(その他)
- 3 令和2年6月25日から実施の附則第2項中「この約款実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この約款実施の日から令和2年11月30日までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 201211 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年12月11日から実施します。  
(データ通信料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、データMAX 5G with Amazonプライムの適用を受けている契約者回線に係る料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）に定める割引の適用（TELASA（見放題プラン）に係るものを除きます。）については、同（5）の規定に代えて、所定のギフトコード等（必要な登録を行うことで同（5）に定める対象サービスを利用することができるコードをいいます。以下この附則において同じとします。）を提供します。所定のギフトコード等を使用するための手続き等の詳細については、当社が別に定めるところによります。
- 3 削除
- 4 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（4）の2に定める取扱い及び（5）に定める割引の適用（Amazonプライム（月間プラン）に係るものに限り、）については、この改正規定実施の日から起算して2年間提供します。それ以降の取扱い及び割引の適用（その終了、継続又は変更に係るものも含みます。）については、当社が別に定めるところによります。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210201 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。  
(手続きに関する料金及びUQ mobile 契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置)

2 削除

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210205 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 3 年 2 月 5 日から実施します。  
(データ定額料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から令和 3 年 2 月 28 日までの間、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(5)に定める 5 G データ定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（対象サービスが Net f l i x サービスのものに限ります。）について、この約款の規定に関わらず、同(5)に定める割引額を次表に読み替えて適用します。

| 割引額                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------|
| Net f l i x サービスの月額料金と同(5)に定める Net f l i x サービスに係る割引額の差額が、この改正規定実施の前後で同額となる額 |

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210301 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。  
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から令和 3 年 5 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(22)に定める料金の支払方法を条件とする基本使用料の割引の適用については、その料金月の翌料金月以降の a u（5 G）通信サービスの料金から減算することにより行います。
- 3 削除
- 4 この改正規定実施の日から令和 3 年 6 月 30 日までの間、標準プラン 2 の適用を受けている契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものに限ります。）の 2 年定期 5 G 契約に係る基本使用料については、一般 5 G 契約に係る基本使用料と同額を適用し、その翌料金月以降の a u（5 G）通信サービスの料金から次表に定める額を減算します。

|                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| 標準プランの一般 5 G 契約と 2 年定期 5 G 契約に係る基本使用料の差額（料金表通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、日割りした額の差額とします。） |
|------------------------------------------------------------------------------------|

(通話料の定額適用に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際、現に次表に定める 5 G データ定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日以降、国内通話定額の種類変更等の請求をする場合、同時に、次表に定めるもの以外の 5 G データ定額の取扱いの適用を申し込んでいただきます。

|                             |
|-----------------------------|
| データ MAX 5 G Net f l i x パック |
|-----------------------------|

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、使い放題MAX 5G with Amazonプライムの適用を受けている契約者回線に係る料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)に定める割引の適用(TELASA(見放題プラン)に係るものを除きます。)については、同(5)の規定に代えて、所定のギフトコード等(必要な登録を行うことで同(5)に定める対象サービスを利用することができるコードをいいます。以下この附則において同じとします。)を提供します。所定のギフトコード等を使用するための手続き等の詳細については、当社が別に定めるところによります。

#### 7 削除

- 8 料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(4)の2に定める取扱い及び(5)に定める割引の適用(Amazonプライム(月間プラン)に係るものに限りまします。)については、令和2年12月11日から起算して2年間提供します。それ以降の取扱い及び割引の適用(その終了、継続又は変更に係るものも含みます。)については、当社が別に定めるところによります。

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

- 9 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般5G契約(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)であるものを除きます。)の申込みがあった場合であって、その申込みと同時にデータMAX定額2の適用の申出があり当社が承諾したときは、5G契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期5G契約、定期LTE契約若しくは定期au契約の契約解除料(それぞれこの約款又は当社のLTE約款若しくはWIN約款に定めるものをいいます。)の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則(OC T 営発第210310号)

この改正規定は、令和3年3月10日から実施します。

#### 附則(OC T 営発第210323号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年3月23日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則(OC T 営発第210401号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年4月1日から実施します。

ただし、この改定規定中、携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料に関する改定規定については、令和3年4月1日以降にMNPを利用して行われた5G契約の解除について実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 令和3年2月1日から実施の附則第3項中、「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が別に定める日（番号移行手数料については令和3年3月31日とします。）までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 210405 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年4月5日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210408 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年4月8日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210415 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年4月15日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210501 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年5月1日午前0時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210521 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年5月21日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210601 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、電話リレーサービス料に関する改正規定については、令和3年7月1日から実施します。

(オプション機能の終了)

2 当社は、令和3年12月31日をもって、呼出音設定機能の提供を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 令和3年3月1日から実施の附則第2項中「当社が別に定める日までの間」を「令和3年5月31日までの間」に、第3項中「この改正規定実施後の当社が別に定める日以降に」を「令和3年7月1日以降に」に、第4項中「当社が別に定める日までの間」を「令和3年6月30日までの間」に、それぞれ改めます。

#### 附則（OCT営発第210701号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（OCT営発第210702号）

(実施時期)

1 この改正規定は、それぞれ次表の右欄に定める日から実施します。

|                                                                                                       |          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(10)のイ                                                                           | 令和3年9月2日 |
| 海外定額対象利用速度規制                                                                                          | 令和3年9月2日 |
| 海外ローミング機能の海外利用地域（海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用に係るものであって、海外ローミング機能2段階定額制又は海外ローミング機能定額制を適用するものを除きます。） | 令和4年2月1日 |

2 令和3年7月2日から令和4年1月31日までの間、海外ローミング機能（海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用に係るものに限り、）の海外利用地域については、別表3の規定に関わらず、次表のとおりとします。

| 海外利用地域の区分 | 海外利用地域                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アジア       | 中華人民共和国（香港及びマカオを含みます）、台湾、シンガポール共和国、フィリピン共和国、タイ王国、マレーシア、インドネシア共和国、東ティモール、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国、カンボジア王国、モンゴル国、インド、バングラデシュ人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、モルディヴ共和国、クウェート国、アフガニスタン・イスラム |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア王国、バーレーン国、カタール国、オマーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国、イスラエル国、パレスチナ自治政府、イラク共和国、キプロス共和国、大韓民国、ミャンマー連邦共和国</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| オセアニア | <p>オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、ナウル共和国、キリバス共和国、サモア独立国、ハワイ、グアム、サイパン、ニュー・カレドニア、トンガ王国、パプアニューギニア独立国、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ミクロネシア連邦</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| アメリカ  | <p>アメリカ合衆国（ハワイを除きます）、カナダ、メキシコ合衆国、キューバ共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リーコ、ボナイル島、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グアデルーペ、フランス領ギアナ、マルティニク、エルサルバドル共和国、ベリーズ、ニカラグア共和国、トリニダード・トバゴ共和国、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア共和国、ガイアナ協同共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ウルグアイ東方共和国、コスタリカ共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、モンセラット</p>                                         |
| ヨーロッパ | <p>グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、グリーンランド、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国、アンドラ公国、ジブラルタル、モンテネグロ共和国、マケドニア、アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ共和国、リトアニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、アルメニア共和国</p> |
| アフリカ  | <p>アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、セネガル</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、レユニオン、ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、レソト王国、エチオピア連邦民主共和国、ケニア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、ジブチ共和国、セーシェル共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウィ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、中央アフリカ共和国、赤道ギニア共和国、リビア、ガボン共和国、ブルキナファソ、アンゴラ共和国、ギニア共和国、リベリア共和国、ギニアビサウ共和国、チャド共和国、コモロ連合 |
| 船舶 | Maritime Communications Partner AS、On-Waves SIMMIN、Monaco Telecom、Telecom Italia 又は Wireless Maritime Service (AT&T) の船舶内携帯通話システムにより電気通信サービスが提供される地域                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ 営発第 210715 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 3 年 7 月 15 日から実施します。  
(付随サービスの終了)
- 2 当社は、令和 3 年 9 月 30 日をもって、災害用音声お届けサービスの提供を終了します。

附則（ＯＣＴ 営発第 210720 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 20 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ 営発第 210801 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ 営発第 210806 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年8月6日から実施します。

(手続きに関する料金に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合（基本使用料の料金種別がホームルータープラン 5Gであって、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用の判定用回線又は特定au回線として指定された場合に限り、この約款の規定に関わらず、その5G契約に係る契約事務手数料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第210818号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年8月18日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 令和3年2月1日から実施の附則第3項については、「削除」に改めます。

附則（OCT営発第210826号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年8月26日から実施します。

(eSIM発行手数料及びeSIM再発行手数料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて行われた手続きに係るeSIM発行手数料及びeSIM再発行手数料については、この約款の規定に関わらず、支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第210901号）

(実施時期)

1 この改定規定は令和3年9月1日から実施します。

(通話料の割引の終了)

2 当社は、令和3年9月30日をもって、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引の適用（au着信ビジネスレート）を終了します。

附則（OCT営発第210902号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年9月2日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210914 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 9 月 14 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 210929 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 9 月 29 日午前 9 時から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 211001 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。  
ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定については、次表のとおりとします。

|                                                                                     |                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定                                                             | 令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に開始した通話について実施します。   |
| 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定 | 令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に着信のあった通話について実施します。 |
| 備考 上欄に定める当社所定のサービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。                      |                                                      |

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 211117 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 3 年 11 月 17 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 211125 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年11月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 211130 号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年11月30日から実施します。

(その他)

2 令和2年3月26日から実施の附則第2項及び第3項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 220101 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 220201 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 220222 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和4年2月22日から実施します。

ただし、この改正規定実施の際、現に使い放題MAX 5G ALL STARパックの適用を受けている契約者回線については、令和4年3月1日（端末設備の故障修理など所定の手続き中である場合は、令和4年3月1日以降の当社が定める日とします。）から使い放題MAX 5G ALL STARパックに関する改定規定を適用します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 令和4年2月22日以降に、2年定期5G契約の適用を受けている5Gサービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日の基本使用料の料金種別の変更又は5Gデータ定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があった場合、その料金月の基本使用料（新たに適用された料金種別又は5Gデータ定額の取扱いに係るものに限り、）については、一般5G契約に係る基本使用料を適用します。

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般5G契約（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものに限り、）の

申込みがあった場合であって、その申込みと同時に使い放題MAX 5G DAZNパックの適用の申出があり当社が承諾したときは、5G契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期5G契約、定期LTE契約若しくは定期au契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社のLTE約款若しくはWIN約款に定めるものをいいます。）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

5 令和3年3月1日から実施の附則第3項中、「料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更又は契約移行により標準プラン2の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」を「料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更又は契約移行によりデータMAX定額2（使い放題MAX 5G DAZNパックを除きます。）の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」に改めます。

附則（OCT営発第220307号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和4年3月7日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第220401号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和4年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、契約解除料に関する改正規定については、次表のとおりとします。

|                                                                        |                                         |                                     |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|
| 5G契約の解除に係る契約解除料の改正規定                                                   | （1） 定期5G契約者からの申出によるもの（MNPを利用したものを除きます。） | 令和4年4月1日以降に5G契約の解除の申出があったものから実施します。 |
|                                                                        | （2） （1）以外のもの                            | 令和4年4月1日以降に5G契約の解除があったものから実施します。    |
| 5Gサービスの利用の一時休止に係る契約解除料の改正規定                                            |                                         | 令和4年4月1日以降に一時休止の申出があったものから実施します。    |
| 5Gサービスの再利用に係る契約解除料の改正規定                                                |                                         | 令和4年4月1日以降に再利用の申出があったものから実施します。     |
| 備考 当社は、改正前の規定に基づく契約解除料を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。 |                                         |                                     |

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から令和5年11月30日までの間、UQmⅡ契約への番号移行があった場合、番号移行があった日を含む料金月（以下この附則において「UQmⅡ番号移行月」といいます。）のLTE契約の基本使用料等（基本使用料及び5G NET機能若しくは5G NET for DATA機能に係るオプション機能使用料に限ります。以下

この附則において同じとします。)については、U Q m II 番号移行月の初日（その料金月において、契約者回線又はオプション機能の提供を開始した場合はその日とします。）からU Q m II 番号移行月の末日までの期間に係る基本使用料等を請求し、その料金額と第 56 条（基本使用料等の支払義務）の規定に基づき日割りした基本使用料等の額の差額を、U Q m II 番号移行月の翌料金月以降のU Q m o b i l e 通信サービスⅡの料金から減算する取扱いを行います。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 令和 3 年 2 月 1 日から実施の附則第 2 項について、「削除」に改めます。

附則（O C T 営発第 220415 号）

この改定規定は、令和 4 年 4 月 15 日から実施します。

附則（O C T 営発第 220427 号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和 4 年 4 月 27 日から実施します。

（契約変更に関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から令和 4 年 8 月 16 日までの間、2 年定期 5 G 契約からの契約変更であって、当社所定の W E B サイトにて手続きを行う場合は、第 7 条（契約申込みの方法）第 3 項の規定に関わらず、一般 L T E 契約への契約変更を申し込むことができます。

附則（O C T 営発第 220601 号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和 4 年 6 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 220701 号）

この改定規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

附則（O C T 営発第 220705 号）

この改定規定は、令和 4 年 7 月 5 日から実施します。

附則（O C T 営発第 221101 号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和 4 年 11 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 221201 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 4 年 12 月 1 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 221211 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 4 年 12 月 11 日から実施します。  
ただし、この改正規定中、無線基地局設備の定義に関する改正規定については、令和 4 年 12 月 12 日から実施します。  
（データ通信料の支払いに関する経過措置）
- 2 削除  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 221222 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和 4 年 12 月 22 日から実施します。  
（共有回線群に係るデータ量共有適用に関する経過措置）
- 2 料金表第 1 表第 3（データ通信料） 1（適用）(12)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定に関わらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

|                                     |                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| 料金表第 1 表第 3（データ通信料） 1（適用）(12)のエの表   | この改正規定実施の日から令和 5 年 11 月 14 日までの間 |
| 料金表第 1 表第 3（データ通信料） 1（適用）(12)のコの(キ) | この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間        |

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 4 令和 4 年 4 月 27 日から実施の附則第 2 項中「当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和 4 年 8 月 16 日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 230113 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 1 月 17 日から実施します。  
ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 3（データ通信料） 1（適用）(3)及び(5)に関する改正規定（(5)については、D A Z N（月間プラン）に係る部分に限ります。）については、令和 5 年 3 月 1 日から実施します。  
（データ通信料の支払いに関する取扱い）

- 2 令和5年1月13日から令和5年2月28日までの間、次表の左欄に定める種類のデータMAX定額の定額料は、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

| 種類                     | 定額料              |
|------------------------|------------------|
|                        | 税抜額(税込額)         |
| 使い放題MAX 5G DAZNパック     | 6,500 円(7,150 円) |
| 使い放題MAX 5G ALL STARパック | 8,000 円(8,800 円) |

- 3 令和5年1月13日から令和5年2月28日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）に定める割引の適用に係る割引額（次表の左欄の対象サービスに係るものに限り、）は、同（5）のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

| 対象サービス      | 割引額              |
|-------------|------------------|
|             | 税抜額(税込額)         |
| DAZN（月間プラン） | 2,728 円(3,000 円) |

- 4 令和2年12月11日から実施の附則第2項及び令和3年3月1日から実施の附則第6項に定める取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）については、令和5年1月16日まで適用します。

ただし、同附則に定めるギフトコード等（所定の手続きを完了しているものに限り、）の提供を受けている契約者回線に係る本取扱いの適用終了日は、そのギフトコード等の利用可能期間を経過した日等、当社が別に定めるところによります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230125 号）

この改定規定は、令和5年1月25日から実施します。

附則（OCT 営発第 230201 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワイドスターⅡの電気通信回線への通話料に関する改正規定については、令和5年3月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。

（通話料の支払いに関する取扱い）

- 2 前項のただし書きに定める改正規定実施までの間のワイドスターⅡの電気通信回線への通話料は、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）の規定に関わらず、次表のとおりとします。

（1）（2）以外のもの

| 区分  | 料金額                         |
|-----|-----------------------------|
| 通話料 | 30 秒までごとに税抜額 20 円(税込額 22 円) |

（2）ワイドスターⅡ（船舶）（ワイドスターⅡであって、株式会社NTTドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。）の電気通信回

線への通話に係るもの

| 区分  | 料金額                         |
|-----|-----------------------------|
| 通話料 | 30 秒までごとに税抜額 50 円(税込額 55 円) |

(データ通信総量速度規制に関する経過措置)

- 3 データ段階定額（スマホミニプラン 5 Gに限ります。）の適用を受けている契約者回線に係るデータ通信総量速度規制については、順次料金表第 1 表第 3（データ通信料） 1（適用）（6）に定める伝送速度を適用し、その適用までの間の伝送速度は最高 128kbps とします。

(5 G データ定額の適用に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際、現に次表の左欄に定める種類の 5 G データ定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日において、同表の右欄に定める種類の 5 G データ定額の取扱いの適用を受けているものとします。

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| ピタット定額 | データ段階定額（ピタットプラン 5 Gに限ります。） |
|--------|----------------------------|

- 5 この改正規定実施の日以降、この約款の附則中、前項の表の左欄に定める用語は、前項の右欄に定める用語に読み替えます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230215 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 5 年 2 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230228 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 5 年 2 月 28 日から実施します。

(その他)

- 2 令和 5 年 3 月 1 日から実施から実施の附則第 1 項及び第 2 項中「ワイドスター通信サービス」を「ワイドスターⅡ」に、「第 2 種ワイドスター（株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。）」を「ワイドスターⅡ（船舶）（ワイドスターⅡであって、株式会社 N T T ドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。）」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 230329 号）

この改正規定は、令和 5 年 3 月 29 日から実施します。

附則（OCT 営発第 230401 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、手続きに関する料金に関する改正規定は、令和 5 年 4 月 20 日

以降に行われた a u ( 5 G ) 通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求から実施します。

(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に申込み又は請求があり、この改正規定実施の日以降に完了した手続きについては、改正後の規定に基づく料金額を一旦請求し、その請求した料金と改正前の規定に基づく料金額の差額を、手続きが完了した日を含む料金月の翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行う場合があります。

3 料金表第 1 表第 5 ( 手続きに関する料金 ) 1 ( 適用 ) ( 3 ) 番号登録手数料の適用のウに定める場合の番号登録手数料については、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降の a u ( 5 G ) 通信サービスの料金とあわせて請求する場合があります。

( P H S サービスの終了までの通話料の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定に関わらず、当社と P H S 事業者 ( 電波法施行規則 ( 昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号 ) 第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービス ( 以下この附則において「 P H S サービス」といいます。 ) を提供する協定事業者をいいます。 ) との間の相互接続協定に基づく相互接続が終了するまでの間に行われた、 P H S サービスに係る電気通信設備への通話及び S M S 送信に係る通話料については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則 ( O C T 営発第 230413 号 )

(実施時期)

1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 13 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則 ( O C T 営発第 230601 号 )

(実施時期)

1 この改正規定は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 令和 3 年 3 月 1 日から実施の附則第 3 項について、「削除」に改めます。

4 令和 4 年 2 月 22 日から実施の附則第 2 項について、次のように改めます。

2 令和 4 年 2 月 22 日以後に、2 年定期 5 G 契約の適用を受けている 5 G サービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日の基本使用料の料金種別の変更又は 5 G データ定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があった場合、その料金月の基本使用料 ( 新たに適用された料金種別又は 5 G データ定額の取扱いに係るものに限ります。 ) については、一般 5 G 契約に係る基本使用料を適用します。

附則（OCT 営発第 230630 号）

（実施時期）

- この改正規定は、令和 5 年 8 月 30 日から実施します。  
ただし、Paravi ベーシックプランの名称変更に関する改正規定については、令和 5 年 6 月 30 日午後 3 時から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230807 号）

この改正規定は、令和 5 年 8 月 7 日から実施します。

附則（OCT 営発第 230824 号）

（実施時期）

- この改正規定は、令和 5 年 8 月 24 日から実施します。  
ただし、この改正規定実施の際、現に Amazon プライム（月間プラン）の提供を受けている場合は、令和 5 年 9 月 24 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 230901 号）

（実施時期）

- この改正規定は、令和 5 年 9 月 1 日から実施します。  
ただし、この改正規定中、データ MAX 定額の定額料に関する改正規定は令和 5 年 10 月 1 日から、収納手数料及び付随サービスに関する料金等に関する改正規定は令和 5 年 12 月 1 日から実施します。  
（データ通信料の支払いに関する取扱い）
- 令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間、次表の左欄に定める種類のデータ MAX 定額の定額料は、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（3）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

| 種類                             | 定額料              |
|--------------------------------|------------------|
|                                | 税抜額(税込額)         |
| 使い放題MAX 5G with Amazon プライム    | 6,200 円(6,820 円) |
| 使い放題MAX 5G Netflix パック (P)     | 6,500 円(7,150 円) |
| 使い放題MAX 5G ALL STAR パック 2      | 8,600 円(9,460 円) |
| 使い放題MAX 5G ALL STAR パック        | 8,400 円(9,240 円) |
| a u マネ活プラン 5G with Amazon プライム | 6,200 円(6,820 円) |
| a u マネ活プラン 5G Netflix パック (P)  | 6,500 円(7,150 円) |
| a u マネ活プラン 5G ALL STAR パック 2   | 8,600 円(9,460 円) |
| データMAX 5G with Amazon プライム     | 7,200 円(7,920 円) |
| データMAX 5G Netflix パック (P)      | 7,500 円(8,250 円) |

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料及び付随サービスに関する料金等については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 令和2年12月11日から実施の附則第3項、令和3年3月1日から実施の附則第7項及び令和4年12月11日から実施の附則第2項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則（OCT営発第230908号）

この改正規定は、令和5年9月8日から実施します。

附則（OCT営発第230915号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年9月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第230922号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年9月22日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第230930号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年9月30日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第231001号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

(自宅加入電話への通話料の月極割引の一部の提供終了)

- 2 当社は、令和5年12月31日をもって、自宅加入電話への通話料の月極割引（料金表第1表第2（通話料）1（適用）(15)のアの表の区分(ア)及び区分(ウ)に係るものに限ります。）の提供を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第231023号）

この改正規定は、令和 5 年 10 月 1 日から実施します。

附則（ＯＣＴ 営発第 231115 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 5 年 11 月 15 日から実施します。

（その他）

2 令和 4 年 12 月 22 日から実施の附則第 2 項について、次のとおり改めます。

2 料金表第 1 表第 3（データ通信料） 1（適用）(12)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定に関わらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

|                                        |                                  |
|----------------------------------------|----------------------------------|
| 料金表第 1 表第 3（データ通信料） 1（適用）(12)のエの表      | この改正規定実施の日から令和 5 年 11 月 14 日までの間 |
| 料金表第 1 表第 3（データ通信料） 1（適用）(12)のコの(キ)の規定 | この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間        |

附則（ＯＣＴ 営発第 231201 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 1（基本使用料等） 1（適用）(19)、第 2（通話料） 1（適用）(15)及び(19)並びに別記 31 に係る改正規定については、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。附則（ＯＣＴ 営発第 231201 号）

（その他）

3 令和 4 年 4 月 1 日から実施の附則第 2 項中「当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和 5 年 11 月 30 日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ 営発第 231204 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 5 年 12 月 4 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ 営発第 240101 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ 営発第 240112 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年3月1日から実施します。

(データ通信料の支払いに関する取扱い)

2 令和6年1月12日から令和6年2月29日までの間、次表の左欄に定める種類のデータMAX定額の定額料は、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

| 種類                       | 定額料              |  |
|--------------------------|------------------|--|
|                          | 税抜額(税込額)         |  |
| 使い放題MAX 5G DAZNパック       | 7,800 円(8,580 円) |  |
| 使い放題MAX 5G ALL STARパック2  | 8,690 円(9,559 円) |  |
| 使い放題MAX 5G ALL STARパック   | 8,490 円(9,339 円) |  |
| auマネ活プラン 5G DAZNパック      | 7,800 円(8,580 円) |  |
| auマネ活プラン 5G ALL STARパック2 | 8,690 円(9,559 円) |  |

3 令和6年1月12日から令和6年2月29日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）に定める割引の適用に係る割引額（次表の左欄の対象サービスに係るものに限ります。）は、同（5）のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

| 対象サービス      | 割引額              |  |
|-------------|------------------|--|
|             | 税抜額(税込額)         |  |
| DAZN（月間プラン） | 3,364 円(3,700 円) |  |

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240131 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年1月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、利用中止、利用停止及び窓口払込みの取扱いに関する改正規定については、令和6年2月3日より実施します。

(他の電気通信事業者への通知に関する取扱い)

2 令和6年1月31日から当社が別に定める日までの間、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から請求があった場合、改正前の規定に基づき、第86条（他の電気通信事業者への通知）に定める通知を行うことがあります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240214 号）

この改正規定は、令和6年2月14日から実施します。

附則（OCT 営発第 240215 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年4月2日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240220 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年3月15日の当社所定の時刻から実施します。  
(海外ローミング機能定額制の取扱い)
- 2 削除
- 3 削除  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240304 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240327 号）

この改正規定は、令和6年4月10日から実施します。

附則（OCT 営発第 240501 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年6月1日から実施します。  
ただし、この改正規定中、a u 国際通話の取扱いに関する改正規定については、令和6年6月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。  
(a u 国際通話定額に関する取扱い)
- 2 令和6年5月1日から令和6年5月31日までの間、料金表第1表第2（通話料）1（適用）（4）に定めるa u 国際通話定額の適用額は、同欄のアの(ウ)中「60回以内」を「50回以内」、「61回以上」を「51回以上」にそれぞれ読み替えて適用します。  
(通話料の支払いに関する取扱い)
- 3 令和6年5月1日から令和6年5月31日までの間、a u 国際通話（特定衛星携帯電話等に係るものを除きます。）に係る通話先区分及び通話料は、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）2－1－2の(1)及び(3)の表の規定に関わらず、次表に定めるとおりとします。

| 区分  | 通話先区分                       | 料金額               |
|-----|-----------------------------|-------------------|
|     |                             | 30秒までごとに<br>次の料金額 |
| 通話料 | アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラ | 20円               |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| スカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |
| マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、朝鮮民主主義人民共和国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 55 円 |
| アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾールス諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア | 65 円 |
| アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 85 円 |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|  | <p>共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国</p> |      |
|  | <p>アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアデルルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット</p>                                   | 95 円 |
|  | 国際ネットワーク 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 65 円 |

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 240528 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 6 年 5 月 28 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240601 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 6 年 6 月 1 日以降に 5 G 契約の申込み（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があった回線について実施します。

(契約解除料に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から当社所定の日までの間、契約解除料については、5 G 契約の解除があった日を含む料金月の翌々料金月以降に請求します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240701 号）

この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 240718 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 6 年 7 月 18 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240801 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240806 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 6 年 8 月 6 日から実施します。

ただし、この改正規定中、窓口取扱等手数料に関する改正規定については令和 6 年 10 月 1 日から、払込取扱票発行等手数料に関する改正規定については令和 6 年 12 月 1 日からそれぞれ実施します。

(手数料の支払いに関する経過措置)

- 2 令和 6 年 8 月 6 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第 4 表第 7（窓口取扱等手数料）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|----|----|-----|
|----|----|-----|

|                       |                            |                          |
|-----------------------|----------------------------|--------------------------|
| 窓口取扱等手数料<br>(窓口取扱手数料) | 払込取扱票及び書面請求書の<br>発行 1 回ごとに | 税抜額 400 円<br>(税込額 440 円) |
|-----------------------|----------------------------|--------------------------|

- 3 令和 6 年 8 月 6 日から令和 6 年 11 月 30 日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第 4 表第 6 (払込取扱票発行等手数料) の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

| 区分                          | 単位              | 料金額                      |
|-----------------------------|-----------------|--------------------------|
| 払込取扱票発行等手数料<br>(払込取扱票発行手数料) | 払込取扱票の発行 1 回ごとに | 税抜額 200 円<br>(税込額 220 円) |

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 240902 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 6 年 9 月 2 日から実施します。

ただし、この改正規定中、別記 2 (4) に関する改正規定については、令和 6 年 12 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 240909 号)

この改正規定は、令和 6 年 9 月 9 日から実施します。

附則 (OCT 営発第 240926 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 6 年 10 月 29 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 241001 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 6 年 10 月 6 日から実施します。

ただし、この改正規定中、収納手数料の負担等に関する改正規定については、令和 6 年 12 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 241011 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 6 年 12 月 1 日から実施します。

(データ通信料の支払いに関する取扱い)

- 2 令和6年10月11日から令和6年11月30日までの間、次表の左欄に定める種類のデータMAX定額の定額料は、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

| 種類       |                   | 定額料            |
|----------|-------------------|----------------|
|          |                   | 税抜額(税込額)       |
| 使い放題MAX  | 5G Netflixパック2    | 6,500円(7,150円) |
| 使い放題MAX  | 5G Netflixパック2(P) | 6,590円(7,249円) |
| 使い放題MAX  | 5G ALL STARパック3   | 9,090円(9,999円) |
| 使い放題MAX  | 5G Netflixパック     | 6,500円(7,150円) |
| 使い放題MAX  | 5G Netflixパック(P)  | 6,590円(7,249円) |
| 使い放題MAX  | 5G ALL STARパック    | 8,890円(9,779円) |
| 使い放題MAX  | 5G ALL STARパック2   | 9,090円(9,999円) |
| auマネ活プラン | 5G Netflixパック2    | 6,500円(7,150円) |
| auマネ活プラン | 5G Netflixパック2(P) | 6,590円(7,249円) |
| auマネ活プラン | 5G ALL STARパック3   | 9,090円(9,999円) |
| auマネ活プラン | 5G Netflixパック     | 6,500円(7,150円) |
| auマネ活プラン | 5G Netflixパック(P)  | 6,590円(7,249円) |
| auマネ活プラン | 5G ALL STARパック2   | 9,090円(9,999円) |
| データMAX   | 5G Netflixパック     | 7,500円(8,250円) |
| データMAX   | 5G Netflixパック(P)  | 7,590円(8,349円) |
| データMAX   | 5G ALL STARパック    | 9,000円(9,900円) |

- 3 令和6年10月11日から令和6年11月30日までの間、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)に定める割引の適用に係る割引額(次表の左欄の対象サービスに係るものに限り、)は、同(5)のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

| 種類                                                                                                                                                   |                                | 定額料        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------|
|                                                                                                                                                      |                                | 税抜額(税込額)   |
| Netflixサービス                                                                                                                                          | 備考欄に定める種類の対象5Gデータ定額の適用を受けている場合 | 719円(790円) |
|                                                                                                                                                      | 上欄以外の場合                        | 900円(990円) |
| 備考                                                                                                                                                   |                                |            |
| 使い放題MAX 5G Netflixパック2、使い放題MAX 5G Netflixパック2(P)、使い放題MAX 5G ALL STARパック3、auマネ活プラン 5G Netflixパック2、auマネ活プラン 5G Netflixパック2(P)、auマネ活プラン 5G ALL STARパック3 |                                |            |

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第241101号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、次表に定めるとおり実施します。

|                                                   |                                                                |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（着信通話利用に係るものに限ります。）に関する改正規定 | 日本時間の令和6年12月1日午前0時00分以降に着信のあった通話について実施します。                     |
| 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（着信通話利用以外のものに限ります。）に関する改正規定 | その通話に係る通話明細を当社が外国事業者から受領した日時が、令和6年12月1日の当社所定の時刻以降の通話について実施します。 |

(海外ローミング機能の支払いに関する経過措置)

- 2 令和6年11月1日からこの改正規定実施までの間、次表の左欄に定める海外利用地域での海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（通話に係るものに限ります。）は、料金表第1表第1（基本使用料等）2（料金額）2-2-2の(1)の規定に関わらず、次表のとおりとします。

外国事業者の電気通信サービスに係る1の利用につき利用時間1分までごとに

| 海外利用地域 | 区分及び料金 |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 国内通話利用 | 国際通話利用 |        | 着信通話利用 |
|        |        | 日本着信   | 日本着信以外 |        |
| アメリカ7  | 80円    | 250円   | 280円   | 100円   |
| アメリカ16 | 80円    | 280円   | 280円   | 100円   |

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第241201号）

この改正規定は、令和6年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、海外ローミング機能に関する改正規定については、令和7年1月1日から実施します。

附則（OCT営発第241203号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年12月3日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第241211号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年12月11日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 250301 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 7 年 3 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 250331 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、RCS 機能に関する改正規定については、令和 7 年 4 月 1 日の当社所定の時刻から実施します。

（RCS 機能の取扱い）

2 この改正規定実施の日から当面の間、別表 1 の 20 及び別記 34 の規定に関わらず、RCS 機能を利用するためには、当社が別に定める手続きを行う必要があります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 250410 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 7 年 4 月 10 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 250501 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 7 年 5 月 1 日から実施します。

（GeForce NOW Powered by au の提供終了等）

2 当社及び沖縄セルラー電話株式会社は、令和 7 年 10 月 31 日をもって、GeForce NOW Powered by au 及び料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）に定める割引（同（5）に定める対象サービスが GeForce NOW Powered by au のものに限り、）の提供を終了します。

3 令和 7 年 6 月 25 日以降、GeForce NOW Powered by au を新たに申込むことはできません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 250510 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和7年8月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、基本使用料の料金種別の名称に関する改正規定については、令和7年5月10日から実施します。

(基本使用料の料金種別の名称に関する取扱い)

2 改正前の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線については、令和7年5月10日において、同表右欄の基本使用料の料金種別の適用を受けているものとみなします。

| 改正前                                    | 改正後             |
|----------------------------------------|-----------------|
| 基本プラン（ピタットプラン 5Gの適用を受けているものに限りします。）    | 基本プラン           |
| 基本プラン（スマホミニプラン 5Gの適用を受けているものに限りします。）   | 基本プラン（スマホミニ）    |
| 基本プラン（データMAXの適用を受けているものに限りします。）        | 基本プラン（データMAX）   |
| 基本プラン2（使い放題MAXの適用を受けているものに限りします。）      | 基本プラン（使い放題MAX）  |
| 基本プラン2（auマネ活プランの適用を受けているものに限りします。）     | 基本プラン（マネ活）      |
| 基本プラン3（スマホミニプラン+ 5Gの適用を受けているものに限りします。） | 基本プラン（スマホミニ+）   |
| 基本プラン3（使い放題MAX+の適用を受けているものに限りします。）     | 基本プラン（使い放題MAX+） |
| 基本プラン4                                 | 基本プラン（マネ活+）     |

(基本使用料に関する取扱い)

3 令和7年5月10日から令和7年7月31日までの間、次表に定める料金種別の基本使用料の料金額は、従前のとおり次表に定める額とします。

(1) 一般5G契約に係るもの

1 契約ごとに月額

| 基本使用料の料金種別         | 料金額                |
|--------------------|--------------------|
|                    | 税抜額(税込額)           |
| 基本プラン              | 1,150 円(1,265 円)   |
| 基本プラン（データMAX）      | 1,150 円(1,265 円)   |
| 基本プラン（使い放題MAX）     | 1,080 円(1,188 円)   |
| 基本プラン（マネ活）         | 1,080 円(1,188 円)   |
| 基本プラン（スマホミニ+）      | 1,180 円(1,298 円)   |
| 基本プラン（使い放題MAX+）    | 1,180 円(1,298 円)   |
| 基本プラン（マネ活+）        | 2,380 円(2,618 円)   |
| ホームルータープラン 5G      | 4,700 円(5,170 円)   |
| モバイルルータープラン 5G     | 4,962 円(5,458.2 円) |
| ルーターフラットプラン 80（5G） | 7,150 円(7,865 円)   |

(2) 定期5G契約に係るもの

ア 2年定期5G契約に係るもの

1 契約ごとに月額

| 基本使用料の料金種別 | 料金額 |
|------------|-----|
|------------|-----|

|                     | 税抜額(税込額)           |
|---------------------|--------------------|
| 基本プラン               | 980 円(1,078 円)     |
| 基本プラン (データMAX)      | 980 円(1,078 円)     |
| 基本プラン (使い放題MAX)     | 980 円(1,078 円)     |
| モバイルルータープラン 5G      | 4,792 円(5,271.2 円) |
| ルーターフラットプラン 80 (5G) | 6,980 円(7,678 円)   |

- 4 令和7年5月10日から令和7年7月31日までの間、料金表第1表第1 (基本使用料等) 1 (適用) (5)に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用を受けている場合の、次表に定める料金種別の基本使用料の料金額は、従前のとおり次表に定める額とします。

1 契約ごとに月額

| 基本使用料の料金種別       | 料金額              |
|------------------|------------------|
|                  | 税抜額(税込額)         |
| 基本プラン            | 780 円(858 円)     |
| 基本プラン (データMAX)   | 780 円(858 円)     |
| 基本プラン (使い放題MAX)  | 780 円(858 円)     |
| 基本プラン (マネ活)      | 780 円(858 円)     |
| 基本プラン (スマホミニ+)   | 780 円(858 円)     |
| 基本プラン (使い放題MAX+) | 780 円(858 円)     |
| 基本プラン (マネ活+)     | 1,980 円(2,178 円) |

- 5 令和7年5月10日から令和7年7月31日までの間、料金表第1表第1 (基本使用料等) 1 (適用) (19)の2に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用について、同(19)の2のアの(イ)は、従前のとおり以下を適用します。

1 契約ごとに月額

| 区分       | 料金額              |
|----------|------------------|
|          | 税抜額(税込額)         |
| 一般5G契約   | 5,150 円(5,665 円) |
| 2年定期5G契約 | 4,980 円(5,478 円) |

- 6 令和7年5月10日から令和7年7月31日までの間、第3項の(1)に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合、料金表第1表第1 (基本使用料等) 1 (適用) (22)に定める料金の支払方法を条件とする基本使用料の割引の適用について、同(22)のエは、従前のとおり以下を適用します。

エ 本割引の適用を受ける場合の2年定期5G契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、この附則第3項の(2)に規定する料金額に代えて、それぞれ同項の(1)に規定する料金額を適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 250601 号)

この改正規定は、令和7年6月1日から実施します。

附則 (OCT 営発第 250603 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 7 年 6 月 3 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(その他)
- 3 令和 6 年 3 月 15 日の当社所定の時刻から実施の附則第 2 項及び第 3 項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 250619 号）

この改正規定は、令和 7 年 6 月 19 日から実施します。